

学校いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 2 月
(令和 6 年 4 月改定)

小山市立穂積小学校

小山市立穂積小学校いじめ防止基本方針（目次）

はじめに

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ①いじめの未然防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対応
 - ④家庭や地域住民との連携
 - ⑤関係機関との連携

2 いじめの防止等のための本校における取組

- (1) いじめ未然防止のための措置
 - ①いじめ未然防止ための共通理解
 - ②いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ③いじめが生まれる背景に関わる指導
 - ④自己有用感や自己肯定感を育む
 - ⑤児童がいじめについて学ぶ、取り組む
- (2) 早期発見のための措置
 - ①実態把握、情報共有
 - ②体制整備とその点検
- (3) いじめに対する措置
 - ①いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ②いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ③いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ④いじめられた児童・いじめた児童へのその他の配慮や指導
 - ⑤いじめが起きた集団への働き掛け
- (4) その他の留意事項
 - ①教育相談体制、児童指導体制の整備
 - ②校内研修の充実
 - ③学校いじめ防止基本方針の公表と点検

3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止対策委員会の設置
- (2) いじめ防止対策委員会の役割
- (3) いじめ防止対策委員会の構成

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の発生と報告
 - ①重大事態の意味
 - ②重大事態の報告
- (2) 重大事態の調査
 - ①調査の趣旨及び調査主体
 - ②調査を行うための組織
 - ③事実関係を明確にするための調査の実施
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ①調査結果の提供
 - ②調査結果の報告
 - ③いじめた児童及び保護者への対応

5 取組の評価・検証

はじめに

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、平成24年9月の小山市「いじめのない学校づくりに向けた提言」を基に、指導体制や教育活動の再確認を行い、「いじめ対策アクションプラン」を作成し、学校の実態等に応じて、子どもたちを日々指導する教職員の資質向上や教育活動の充実等を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けて取り組んできた。

また、保護者や地域にアクションプランを公表し、学校と家庭、地域が連携を図りながら、児童生徒一人一人にいじめをしない、させない、許さない力や心を育んでいけるよう、アクションプランを実施している。

このような取組を踏まえて、児童の尊厳を保持するため、市・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けていっそう取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

この度、国のいじめ防止基本方針ならびに、小山市いじめ防止基本方針が改定されたことを受け、本校においてもこれまでの取組を踏まえつつ、「学校いじめ防止基本方針」を改定し、取組の一層の充実を図っていくものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は、いじめ防止対策推進法第3条に規定された基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に教職員一丸となって取り組んいくこととする。

いじめは全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように留意するとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校や教育委員会、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。

- ・ 存在を否定される。
- ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 脅され、お金等を取られる。
 - ・ 文具等を盗まれたり隠される。
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 靴に画鋸やガム等を入れられる。
 - ・ 万引きや恐喝を強要される。
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される。

なお、いじめに当たると判断した場合でも、その行為の全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

また、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

(3) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払

い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの未然防止

いじめのない学校づくりの基盤となるのは、全ての児童が、命の大切さを学び他を思いやる心を持ち「いじめは決して許されない」という意識を持つことである。

そのために、情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うよう努める。また、いじめの背景にあるストレス等に適切に対処できる力を育むことに加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる授業づくり、集団づくりを進める。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域への広報に努め、連携して取り組んでいく。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全教職員が日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、観察や情報収集を丁寧に行い、児童のささいな変化を見逃さないようにしていく。教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校内外にかかわらず家庭や地域との連携を取りながら、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーや学校相談員等の活用、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整えとともに、家庭、地域住民と連携して児童を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員が抱え込まず、校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、必要に応じ、関係機関と連携し、対応にあたる。

なお、解決したと思われる場合でも、教職員の見えないところで続いていた、児童の心のケアが必要なケースも十分考えられたりするので、継続して見守り必要な対応・指導を行うとともに、進級等の際の引継ぎも確実に行うこととする。

教職員は、教職員研修により、担任、児童指導主任、教育相談係、いじめ・不登校対策委員会による組織的対応を含めた、いじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深める。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外での取組が必要となるため、いじめの問題に関する共通理解の下での家庭や地域との緊密な連携が不可欠となる。すなわち、早期発見・迅速な対応に加え、生命を大切にする心や他者を思いやり協力する態度を育んだり、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや子供会育成会との連携を深め、関わりを持ち、素早い情報入手や学校の方針の共有化を図ったりしていく。

⑤ 関係機関との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、美田中学校、教育委員会、小山市青少年相談室、県南児童相談所、小山警察署、医療機関等との適切な連携が必要である。

そのためには、平素から、本校においては、関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが大切である。

2 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための措置

① いじめの未然防止についての共通理解

職員研修や職員会議において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。

ア 全教職員は、「学校管理下において児童の心身の安全を守る責務がある」ことを認識する。

イ 年度当初にいじめの防止に関する考え方や方針、いじめ対策アクションプランを児童、保護者及び地域に提示し、いじめ防止のための強い姿勢を示す。

ウ いじめは「どの児童にも、どの学校においても起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に向けた取組を実践する。なお、全ての取組が「線でつながる」よう留意する。

エ 「いじめのない学校づくりに向けた提言」や「いじめ対策アクションプラン」に沿った取組を実践する。

オ 「いじめゼロ子どもサミット」の趣旨を踏まえ、年間を通じて児童会リーダーを中心としたいじめ防止に向けた主体的な取組を計画し、全ての児童が「自らの力でよりよい学校をつくる」という意識を高揚させる。

カ 「いじめゼロ子どもサミット」開催日を含む週を、「いじめ防止強調週間」として位置づけ、児童主体の行事を行うことで、サミット開催の意義を理解させる。

キ 児童一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」を行うとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成して、望ましい「集団づくり」を行う。

ク 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

ケ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。

ア 道徳の時間での指導の充実を図る。

イ 地域の方々の協力を得て田んぼの学校等の活動を実施し、他の人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や、自他の存在を等しく認め互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

ウ 授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違を互いに認め合いながら建設的に調整していく力、自分の言動が周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景に関わる指導

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。

このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、「わかる授業」の展開と個に応じた指導の充実を図る。

さらに、児童がストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている児童をいっそう孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障がい（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々など幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高めたり、達成感や成就感を味わえたりするような体験の機会を積極的に設ける。

⑤ 児童がいじめについて学び、取り組む

「いじめ防止集会」などで、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進する。

朝の会・帰りの会などで教職員が日常的にいじめの問題について触れたり、学級活動の話し合いで何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に考えたりする。

(2) 早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

いじめの認知に対する教職員の感性を高め、ささいな兆候であってもいじめの疑いをもち、早い段階から適切に関わるものとし、いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

ア 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。

いじめが休み時間や昼休み等、教職員の目につきにくい時間や場所で行われていることが多いことに留意する。

イ いじめ・悩みごとアンケート（月1回）やQ-U検査（年2回）を実施したり、「なかよしポスト」（保健室前常設）によって児童からのSOSを拾い上げたりして、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 定期的に教育相談月間を設け、業間時に担任との相談の時間を設け、交友関係や悩みを把握する。

エ PTA総会、学年・学級懇談会などの機会に、保護者用のいじめチェックシート（小山市教育委員会作成）と穂積小いじめ対策アクションプラン等を配付し保護者への周知を図る。

オ 集まったいじめに関する情報は、「児童指導の記録」に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用「いじめ根絶にむけて」チェック表を活用し、定期的に体制を点検する。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ささいな兆候であってもいじめの疑いがある場合は、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

イ 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」において直ちに共有する。

その後は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。

事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

○言葉によるからかい（レベル1）

担任が解決を図る。保護者へ連絡をする。その際、必要に応じて児童指導主任等との相談を行う。

○仲間はずれ、悪口・陰口（レベル2）

担任に加え、児童指導主任や管理職が加わり、保護者も交えて指導する。解決が長期にわたる場合は教育委員会に報告する。

○暴言や誹謗中傷行為（「死ね」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為（レベル3）

児童指導主任もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝（レベル4）

警察へ相談や通報する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して児童に対して必要な指導を組織的に行う。

ウ 教育委員会や警察との連携

いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合で、いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会や小山警察署と連携して対応する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに教育委員会や小山警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、担任等が本人の訴えに傾聴し、親身な対応をする。つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。

また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。

いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるときなどは、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。

保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

ウ 教育環境の確保

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた児童

が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

また、いじめられた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、心理の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

エ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、再発防止措置をとる。

イ 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。自責の念や今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童への指導等

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、行為の責任を自覚させるように促す。また、いじめられた児童のつらさに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

指導後もいじめを繰り返すなどの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行う。教育上必要と認める場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として扱われるべきものには、警察と連携して対応する。教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがある場合は、直ちに警察に通報する。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情ではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係の成長を促すために行う。

④ いじめられた児童・いじめた児童へのその他の配慮や指導

事案の重大性を踏まえ、教育委員会と連携して、必要に応じていじめた児童に関しての出席停止措置等の適切な措置を行う。

また、いじめられた児童と保護者の要望を受け、就学校の指定変更、区域外就学等を教育委員会に要望する。

⑤ いじめが起きた集団への働き掛け

ア 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、同調した児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、いじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめられる苦痛について実感を伴って理解させたりする。

イ 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではない。被害児童と加害児童との関係が修復し、いじめには直接かかわっていない児童を含めた学級の児童との関係が良好になり、望ましい集団として活動に踏み出せる状態になることである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) その他の留意事項

① 教育相談体制、児童指導体制の整備

ア 既存の児童指導組織「いじめ防止対策委員会」をいかし、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むことのない組織体制であり、情報共有、早期発見・早期対応につなげる。

イ いじめ・悩みごとアンケート（月1回）やQ-U検査（年2回）、教育相談月間を計画的に実施する。

ウ 指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

② 校内研修の充実

校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

ア 人権教育、学級活動・学級経営、Q-U等に関する校内研修等、教職員の資質の向上を図るための取組を計画的に実施する。

イ 間違った対応が、児童や保護者の信頼を損ねることになりかねないことを認識し、いじめ問題に対する「教職員の感性」を高める研修を行う。

ウ いじめ防止の取組は「他者の存在を認め、互いを信頼し合い、協力し合ってよりよい学校をつくることを目指したもの」である。教職員の児童への不適切な言動等は、矛盾した行為であることを研修で繰り返し確認する。

③ 学校いじめ防止基本方針の公表と点検

学校いじめ防止基本方針（アクションプラン）を学校のHP等で公表する。また、「いじめ防止対策委員会」を中心にPDCAサイクルに基づいて定期的に点検し、改善を図る。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

本校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる常設の「いじめ防止対策委員会」（不登校防止対策委員会を兼ね、「いじめ防止・不登校防止対策委員会」と称する）を置く。

この組織には、必要に応じて、ＳＣ・ＳＳＷや福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（ＰＤＣＡ）中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめが疑われる情報があった場合、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめ防止対策委員会の構成

【学校教職員】

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、関係学級担任等

【心理・福祉等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者】

※必要に応じて

ＳＣ・ＳＳＷ、学校医、警察官（警察官経験者）、児童・民生委員、青少年相談室職員等

【保護者・地域住民等】

※必要に応じて

ＰＴＡ会長（ＰＴＡ役員等）、学校運営協議会委員等

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア いじめられた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめられた児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、または一定の期間連続して欠席や別室登校、早退などがある認めたとき
「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ウ 児童や保護者から重大事態に至った旨の申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

教育委員会からの指導又は支援を受けて調査を行う。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

② 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときには、調査を行うために速やかにその下に組織を設けるものとする。

調査の迅速化を図るため、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今

後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方については、「栃木県いじめ防止基本方針」以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改定版）」（平成26年7月文科省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(3) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

いじめられた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校はどのように対応したか）について説明する。

情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問票調査によって得られた結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

なお、情報の提供の内容・方法・時期などについて教育委員会の指導及び支援を受けた上で、調査を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる。

③ いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行ったり、必要に応じて家庭訪問を行って説明する。

④ 他の保護者への対応

重大事案であることが明らかになった場合は、PTA役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから、説明会を開催する。

⑤ その他の留意事項

ア 地域住民等からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。

イ マスコミへの電話対応は教頭が行う。即答を避け、取材時間・場所等を決め、教育委員会の指導を受けた上で取材に応じる。

ウ 児童の心のケアについて、必要に応じて専門家の派遣等を教育委員会を通して要請する。

エ 調査結果記録、電話対応やマスコミ対応の記録を保管する。

5 取組の評価・検証

いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証する。その際、いじめの有無や件数を評価するのではなく、問題を隠さずに実態の把握や適切な対応が行われたかに留意する。

その評価結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。